

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2025年5月28日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：ヨルダン国水セクターにおける情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：ヨルダン国水セクターにおける情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：25a00228

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024 年 10 月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 5 月 28 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ヨルダン国水セクターにおける情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹
- (4) 契約履行期間（予定）：2025年8月～2025年12月
諸般の事情等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型契約
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
JICA ヨルダン事務所
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 6月 3日 まで
2	入札説明書に対する質問	2025年 6月 4日 12時まで
3	質問への回答	2025年 6月 9日まで
4	入札書（電子入札システムへ	2025年 6月 13日 12時まで

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

	送信)、別見積書・技術提案書の提出	
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時(入札会)	2025年 6月 27日 11時
7	技術評価説明の申込日(落札者を除く)	入札会の日翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1) 全省庁統一資格、及び2) 日本登記法人は求めません(契約締結までに、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント

等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 技術提案書作成要領」に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/vhu8jXTtJe>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして
います。

(2) 質問への回答

- 1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものと取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

- (1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照
- (2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。
(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け
国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください
(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「25a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照
- (2) 入札会の手順
 - 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

（3）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

（4）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（5）入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

（1）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

（2）技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと

2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること

3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1.1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

12. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

ヨルダンでは一人当たり水資源賦存量が100m³/年に満たず、「絶対的水不足」とされる指標である500 m³/年にも達していない、水資源が世界で最も少ない国の1つである。当国の水資源は北部高地とヨルダン川流域に集中しており、ヨルダンの92%以上の土地が半乾燥または乾燥地帯に分類され、年間降水量は200mm未満である³。

水資源が限定的である一方、人口の自然増加やシリア危機以降の難民の流入により水需要量は増加を続けている。人口は1975年の200万人から2021年には約1,100万人にまで増加する一方、一人当たり利用可能な水量が減少している⁴。これらの需要の増加、及び自然条件という課題に加えて、水資源を周辺国（特にイスラエル）に依存しているという、安全保障上の課題も存在する。また、当該国の自然条件により、都市部や農業地帯への揚水には膨大なエネルギーが必要であり、更にインフラの老朽化の影響から、水セクターにおけるエネルギー需要は増加の一途を辿っている。水セクターは、ヨルダンで最大のエネルギー消費部門であり、水道事業者の運営コストの約半分は電気代である。このような背景から、同セクターの債務は急増し、サービス提供の持続可能性に加え、国の財政状態にも影響を及ぼしている。

当国の水セクターのThe Water Sector Financial Sustainability Roadmap (FSR)⁵と国家水資源戦略2023 - 2040 (National Water Strategy 2023 - 2040 (NWS))⁶において、漏水や違法接続による水の損失の削減、節水、下水処理水 (Treated Wastewater) の再利用は、効率化と需要抑制策の観点から優先事項とされている。また当国では、無収水率が約50%と非常に高く、過去10年間にわたる開発パートナーの無収水削減のための協力により、これらの損失削減の試みがされてきた。

また当国のNationally Determined Contributions (NDC)⁷では、農業における上水の再利用の最大化、地下水の保護・管理計画の確保、配水管における水損失の削減、水道メータと節水技術の導入、水料金の改革等、水に関する優先的な適応策を強調している。

³ [National Water Strategy 2023-2040. | UNEP Law and Environment Assistance Platform](#)

⁴ [Jordan | Data](#)

⁵ 2022年11月に閣議承認。

⁶ ヨルダン政府は「国家水資源戦略2023 - 2040」を中心戦略として掲げており、安全かつ十分な飲料水供給や持続的な水資源利用等を目標としている。

⁷ [Jordan First NDC \(Updated submission\) | UNFCCC](#)

気候変動の影響も、利用可能な水資源量の減少に影響を与えることが予測されている。当国を含む中東全域において、気候変動が水循環に及ぼす影響は既に観測されており⁸、これにより国内の水の利用可能量の減少、干ばつ減少の頻度の増加、灌漑用水と市水の需要の増加が促進されている。

ヨルダン政府は、開発パートナーとの協調の元、これらの水セクターにおける課題を分析し、対応策を策定する試みに積極的に取り組んできた。ヨルダンの水セクターは、水・灌漑省（Ministry of Water and Irrigation。以下「MWI」という。）管轄のヨルダン水道庁（Water Authority of Jordan。以下「WAJ」という。）が監督している。同省は、生活用水供給と衛生サービス、および農業用水のための灌漑に関する政策を定めている。MWIの監督の下、地域ごとに水道公社を設立し、WAJが各水道公社に用水供給の役割を担うセクター改革を進めており、各水道公社は北部4県を担当するYarmouk Water Company（YWC）、アンマン県・マダバ県・ザルカ県を担当するMiyahuna Water Company（Miyahuna）、アカバ県を担当するAqaba Water Company（以下「AWC」という。）の3つから構成され、各地域の水道事業を運営している。JICAは現在、南部地域を対象に技術協力「南部地域無収水対策能力強化プロジェクト」、及び無償資金協力「マアン県における給水制御システム導入」を実施中であり、これらの事業を通じて南部地域の無収水の低減を目指している。更に、南部地域における無収水の削減は、国家プロジェクトである「アカバ・アンマン造水・送水プロジェクト（Aqaba - Amman Water Desalination & Conveyance Project（以下「AAWDGP」という。）⁹」の有効性の観点からも極めて重要である。

本調査では上記背景のもと、機構の将来的な案件形成を見据え、当国における水セクターの課題を再度分析し、その解決に寄与するものである。

第2条 調査の目的

本調査は、上下水道分野におけるニーズと実施体制の確認、関連する計画・データ等の分析を実施し、水供給能力の向上という観点からヨルダンにおいて実現可能性の高い水道開発計画・上下水道事業を検討し、最終的には同分野における将来的な機構の協力量針の検討を目的としている。

第3条 調査対象地域

ヨルダン全域

第4条 調査協力機関

ヨルダン水道庁（Water Authority of Jordan）

ヤルムーク水道公社（Yarmouk Water Company）

⁸ [Jordan: Country Climate and Development Report \(November 2022\) \[EN/AR\] - Jordan | ReliefWeb](#)

⁹ 当国における安定的な水供給システムを確保することを目的として、取水システム、海水淡水化プラント、送水システムの構築を含んだ国家プロジェクト。年間3億立方メートル（MCM）の水を、アンマンと導水路沿いの都市に供給し、都市部の水需要を満たす。当プロジェクトは、ヨルダンのピーク時のエネルギー需要を約10%増加させ、現在当国の総電力消費の16%を占める水セクターのエネルギー消費を2倍にする試算であることから、再生可能エネルギー（太陽光発電）の発電施設の整備もコンポーネントの1つとして含み、電力需要の一部を供給する予定となっている。

ミヤフナ水道公社 (Miyahuna Water Company)

アカバ水道公社 (Aqaba Water Company)

第5条 調査業務の範囲

本調査において、受注者は「第2条 調査の目的」を達成するために、「第6条 実施方針」に十分に配慮しながら、「第7条 調査の内容」に示された業務を行う。また、調査の進捗に応じて「第8条 報告書等」に基づき、進捗状況に応じた報告書を作成し、発注者及び「第4条 調査協力機関」に対し説明・協議の上、提出する。

第6条 実施方針

(1) 本調査の基本方針

本調査は、上下水道分野におけるヨルダン側のニーズ、及び実施体制の確認、関連する計画・データ等の収集・整理を実施し、水供給能力の向上という視点からヨルダンにおいて実現可能性の高い水道開発計画・上下水道事業を検討し、最終的には同分野における機構の将来的な協力量針の整理を目的としていることを念頭に置き、調査を行う。特に、無収水削減に寄与する協力を優先的に調査し、資金協力・技術協力の具体的なニーズを調査し、情報を整理する。

調査を通じて得られた情報の分析結果から、資金協力・技術協力の実現可能性を検討し、ヨルダン側に情報提供、並びに提言を行う。他の開発パートナーが既にM/Pを策定していることから、ヨルダン側の事業の優先度を考慮しながら、協力内容を検討する。

(2) レポートの作成・提出

事前準備期間にインセプション・レポートの作成を開始し、ヨルダン側との協議を経て最終化させたものを、機構とヨルダン側政府関係者に提出する。また、ファイナルレポートについても先方政府からのコメントを受け、必要な箇所について追加修正を施し、提出する。詳細については、第8条を参照のこと。

(3) 国内・現地での会議への出席

受注者は、本調査に関連して開催される現地、及び国内での会議（進捗報告会等）、また会議資料・議事録の作成、及び提出を機構の指示に従い行う。また先方への資料・報告書等の説明に際して、視聴覚機材の活用等を図り、明瞭かつ簡潔な説明に努める。

(4) 調査の広報活動

業務実施にあたっては、本調査の意義、調査内容とその結果を日本・ヨルダン両国の国民各層に正しく理解してもらえよう効果的な広報を行うため、本調査の広報活動に関して、機構もしくはヨルダン側関係者のホームページへの掲載原稿の作成等効果的な広報のための支援を行う。

また、ヨルダンの水セクターにおける現状・課題、各ドナーの支援実績、ヨルダン政府の方針などをまとめた説明資料（PPT 数枚程度）を JICA ヨルダン事務所が作成するにあたって、受注者はその支援を行う。

(5) 広報

各種広報媒体で利用できるよう、活動に関連する写真・映像を撮影し、成果品として提出する。撮影に当たっては、本調査の成果を分かりやすく伝えられるよう、プロジェクト実施前と実施後が比較できるよう努める。

第7条 調査の内容

調査の内容は以下を想定している。なお、発注者と協議の上、必要と判断された場合は業務方法及び作業工程¹⁰を見直すことも認める。

#	アクション	実施時期・月切	2025					
			8	9	10	11	12	
1	準備業務①（キックオフミーティング・対処方針会議を含む）	2025年8月 - 2026年10月	■					
	現地業務①			■				
	準備業務②				■			
	現地業務②				■			
	準備業務③					■		
	現地業務③					■		
2	インセプション・レポートの作成・提出	2025年8月	■					
3	ドラフト・ファイナルレポートの作成	2025年10月			■			
4	調査報告	調査終了後				■		
5	ファイナルレポートの作成・レビュー	2025年11月				■	■	
6	ファイナルレポートの提出	2025年12月					■	

【事前準備期間】

(1) 既存資料の分析、及び質問票の作成

現地調査前の事前準備として、文献や既存資料に係る検討・分析を行い、現地業務での作業内容、重点項目を把握する。また、調査実施において必要となるデータ等を整理し、現地で追加収集する必要がある資料をリストアップする。加えて、業務にあたって政府関係者に確認・質問する必要がある事項を質問票にまとめる。

なお、事前準備時の既存資料・情報のレビューにて対応が想定される主な項目としては、以下の通り。

- 自然・社会状況
- 近隣諸国との水利権の状況
- 上下水道事業に関する基本情報（開発計画、関係省庁、制度・政策）
- 国家開発計画における水需給バランスの改善・再生水利用・財政的持続可能性・セクター間連携の位置づけ
- 各水道事業体の財務状況
- 各開発パートナーの協力実績・成果・傾向

¹⁰ 技術提案書にて提案すること。

(2) 質問票の回付、及び回収したデータに基づく分析

政府関係者に質問票の回付を行い、質問票への回答を基に、情報の整理を行う。

(3) インセプション・レポートの作成

上記の検討を踏まえて、調査の基本方針、実施体制、作業計画（方法、工程、精度、調査の進め方及び手法を含む）を検討し、それらをインセプション・レポート案として取りまとめる。なお、インセプション・レポートの最終化にあたっては、ヨルダン側との協議を踏まえて協働で行う。

(4) 調査団員－機構での対処方針会議

関係者間で、現地滞在期間中の調査計画を共有する。

【現地調査期間】

(1) 既存の上下水道計画に関する情報収集

ヨルダン国政府は「国家水資源戦略 2023-2040」を中心戦略として掲げ、安全かつ十分な飲料水供給や持続的な水資源利用等を目標としている。なかでも、水需給ギャップを補完するための最重要課題として無収水削減を掲げており、2028年までに全国平均で年間2%ずつの無収水率削減を目指し、更に2040年までに25%まで削減するとしている。

ヨルダン政府、及び開発パートナーが作成しているこれらの水資源管理に係る計画や戦略を分析し、現在の水資源計画、開発目標の達成状況、2025年以降の取り組み方針を整理する。特に、水資源計画における無収水対策、再生水利用、財政的持続可能性、セクター間連携の位置づけについて、他の対策との優先順位に留意して情報を整理する。また、質問票の回答を踏まえ、必要に応じて追加的な情報収集を行う。

(2) 他の開発パートナーの協力状況、成果、及び今後の協力量針の取りまとめ

事前準備期間に収集した開発パートナーの既往・実施中の協力、及び2025年以降の活動計画・戦略に係る情報を基に、各政府関係者との情報交換、意見交換を継続し、本調査の意義や成果の発信と、当国の水セクターの取り巻く動向の把握に努める。

特に、USAIDの動向を踏まえ、開発パートナーの協力量針に与える影響と、現在のポートフォリオと機構の今後の協力の可能性を含む展望の調査、及びそれらを踏まえた機構の大局的な協力量針に注目し、分析を行う。

(3) 上下水道事業に関連する施設、及び所有資機材の調査

各水道事業体が管轄する上下水道事業に関連する施設を訪問し、事業の運営状況を確認する。特に北部（イルビッド県）、中部（アンマン県）、南部（マアン県・カラク県・タフィーラ県）の各県を対象とし、WAJ、及び運営・維持管理機関（YWC、Miyahuna、AWC）に確認しながら水セクターにおけるプロジェクトの優先地域を選定する。

また、上記関連施設における機材の稼働状況の視察、及び関係者との議論を通じ、資金協力・技術協力による機材供与、及び施設整備による支援ニーズを調査する。

(4) 財務分析、及び運営改善に関する情報収集

事前準備期間に収集した情報を基に、当国の水道事業体の財務状況、及び運営状況について情報収集を行い、課題・改善策を分析する。

(5) 効率的な水利用（再生水の利活用）に関する情報収集

再生水の利活用に係る状況の変遷、及び開発パートナーの協力状況について情報収集を行う。他の開発パートナーが既に長らく関与している分野であることから、機構が協力に参入するための情報収集ではなく、当該課題の状況、開発パートナーのこれまでの取組み・対策に関する調査を想定している。

(6) セクター間連携の状況、及び開発パートナーの協力状況の情報収集

水セクターと農業セクター、及び電力セクターとのセクター間連携の状況を確認することに加え、開発パートナーの協力状況について情報収集を行う。他の開発パートナーが既に長らく関与している分野であることから、機構が協力に参入するための情報収集ではなく、当該課題の状況、開発パートナーのこれまでの取組み・対策に関する調査を想定している。

(7) 水セクターにおける DX、及び最新技術の導入状況の情報収集¹¹

各水道事業体での管理・経營業務における DX の導入状況の他、GISをはじめとする先端技術の導入状況を確認し、本邦技術、及び第三国技術の導入と活用の可能性・必要性を検討する。

(8) ヨルダン側からの要請に対する分析・評価¹²

先方実施機関より、AAWDGP による水の供給量増加を見越した貯水池の新設に係る無償資金協力の要請が接到している。本要請の対象地域であるイルビッド県では、これまで「シリア難民ホストコミュニティ緊急給水計画策定プロジェクト」の他、「（第一次・二次）北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画」等で、上下水道サービス M/P の策定、既存の上下水道施設（送配水配管網とポンプ）の整備・改修等を実施してきた。本要請の検討にあたり、AAWDGP によってイルビッド県を含む北部地域において増加が見込まれる定量的な情報としての水の供給量、及び工事の進捗状況等の情報が必要であることに加え、完工後の実施が想定されることから、今回の調査では既存の M/P のレビューの他、既存の水道施設、及び機材の稼働状況に関する確認を行い、将来的な案件化に向けた分析・評価を行う。

(9) 水の供給量増加に対する下水事業の方針・戦略

¹¹ 技術提案書にて提案すること。

¹² 技術提案書にて提案すること。

(8)に関連し、ヨルダン側からはAAWDCPによる水の供給量増加を見越した貯水池拡張等のアイデアが接到しているものの、他方で下水処理の効率化に係る協力の要請や議論は受けていない。この状況に対し、ヨルダン側の下水事業の方針・戦略に係る情報収集を行う。

(10) 将来的な協力内容の提案¹³

(1) - (9)を踏まえ、資金協力・技術協力等の事業案を受注者は検討し、提案する。その際に協力ニーズを整理し、そのうち機構の大局的な協力方針に沿う優先的な協力ニーズの概要（目標、成果、活動案、スコープ案、計画との位置づけ等）を検討する。

協力内容の検討にあたり、AAWDCPは考慮すべき重要なファクターの1つである。全国的に水の供給量が増加することを想定し、資金協力の場合には、貯水池の拡大、配水管の整備、及び給水管網の整備等のニーズが高まることが予想される。他方、効率的な下水処理のための施設整備、及び機材調達等のニーズも考えられる。また技術協力の場合には、水道事業体を対象に能力向上を目的とするプロジェクトが想定される。

資金協力・技術協力いずれの場合においても、AAWDCPのプロジェクトの進捗状況、及び対象地域への配水管が整備される時期、各県への予想される給水量等がプロジェクトの成果、及び指標にも直結することから、これらの正確な情報を考慮の上で検討を進める必要がある。

加えて、今後の協力を検討するにあたっては、過去に機構が実施したプロジェクトでの教訓や成果を考慮して検討する必要がある。また、機構では技術協力や資金協力などの既往プロジェクトに加えて、上水道分野の第三国研修を実施中であり、これら既往プロジェクトとの連携を考慮する。

(11) ドラフト・ファイナルレポートの作成

調査結果をまとめ、ドラフト・ファイナルレポートを作成する。なお、作成の際には第8条(2)の作成要領に従う。

【現地調査以降の期間】

(1) 調査結果報告会の実施

調査団員－JICAで、調査結果報告会を実施する。

(2) ドラフト・ファイナルレポートの提出

発注者より、作成したドラフト・ファイナルレポートの承認を得る。承認済みのレポートは先方政府関係者に提出し、説明を行う。なお、協議及び合意事項については議事録にまとめる。

(3) ファイナルレポートの修正・提出

¹³ 技術提案書にて提案すること。

ドラフト・ファイナルレポートに対する先方政府からのコメントを受け、必要な箇所について追加修正を施し、ファイナルレポートとして取りまとめ、所定の印刷製本後に提出する。

第8条 報告書等

(1) 報告書

調査の各段階において作成・提出する報告書は以下の通り。

	レポート名	提出時期	部数など
1)	インセプション・レポート（英語）	2025年9月1日まで	日本側・ヨルダン側の関係部署にデータにて送付
2)	ドラフト・ファイナルレポート（日本語・英語）	2025年10月30日まで	日本側・ヨルダン側の関係部署にデータにて送付
3)	ファイナルレポート（日本語・英語）	2025年12月24日まで	和文：1部 英文：5部 （うち先方へ英文4部） CD-R 和文：1枚 CD-R 英文：1枚

(2) 報告書作成要領

ファイナルレポートについては製本し、その他の報告書等はデータでの提出とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

また、各報告書の記載項目（案）は以下の通りとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、発注者と受注者で協議、確認する。

1) インセプション・レポート

受注者は既存資料を整理分析し、インセプション・レポートを作成する。現地作業開始時に先方政府への説明及び内容に関する協議を行い、その結果を踏まえて修正し、内容について発注者の承認を得る。記載内容は、以下の内容を想定する。

- a) 調査の概要（背景・経緯・目的）
- b) 調査の基本方針
- c) 調査の具体的方法
- d) 調査実施体制
- e) 業務フローチャート
- f) 詳細活動計画
- g) 要員計画
- h) その他必要事項

2) ドラフト・ファイナルレポート、及びファイナルレポート

本調査では、3回の現地調査を通じて情報を収集し、その結果を踏まえてドラフト・ファイナルレポートを作成して先方に説明を行う計画である。そして、フィード

バックを得て、そのフィードバックを反映した形でファイナルレポートを完成させる。完成したファイナルレポートについては、先方政府及び発注者の合意を得る。

記載内容は、以下の内容を想定する。

- a) 調査の概要（背景・経緯・目的）
- b) ファイナルレポートの概要
- c) 調査の実施手法（内容、作業フロー、業務実施人月表、当初計画との変更点及びその理由等）
- d) 調査内容（業務フローチャートに沿って記述）
- e) 調査結果

添付資料

- ① 業務フローチャート
- ② 調査団派遣実績（要員計画）（氏名、指導分野、派遣期間、業務概要等）
- ③ 議事録等
- ④ その他活動実績

(3) コンサルタント業務従事月報

受注者は共通仕様書第7条に基づき、国内外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含むコンサルタント業務従事月報を英語で作成し、発注者に提出する。月報の記載にあたっては、具体的かつ分かりやすい内容となるよう留意すること。なお、先方政府と文書にして合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真（あれば）
- ③ 業務フローチャート

(4) その他提出物

- ① 議事録等

先方政府との間で、調査の進捗や計画の変更等にかかる重要な議題に関する協議を実施した際は議事録を英語で作成し、発注者に速やかに提出する（活動の中で日常的に行う協議ややり取りについては、概要を月報へ記載すること）。発注者が別途開催する本調査に関連する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、発注者が指定する様式により A4 版 4 枚以内に取りまとめ、会議開催後 3 営業日以内に発注者に提出する。

- ② 先方政府への提出物

ヨルダン政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに発注者に提出する。

第9条 その他留意事項

(1) 対象国の便宜供与

本調査実施にあたり、JICA ヨルダン事務所から調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールの通知などの調査協力依頼や必要に応じたリクエストレターを発行するとともに、調査対象機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な調査実施のための協力を行う。本調査実施にあたり、受注者は通常の調査案件と同様に独自で調

査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかる事務所の支援を必要とする場合は、随時連絡・協議する。

また、カウンターパートによって、必要な人員の配置、執務スペースの確保、インターネット回線の確保等がおこなわれる。詳細は第3章1.(5)を参照のこと。

第10条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書での該当条項
1	現時点で考えられる本邦技術、及び第三国技術の導入と活用の可能性・必要性	第8条 調査の内容 (7)水セクターにおけるDX、及び最新技術の導入状況の情報収集
2	ヨルダン側からの要請に対して必要な情報、及び分析・評価手法	第8条 調査の内容 (8)ヨルダン側からの要請に対する分析・評価

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 8.93 人月

(現地渡航回数：延べ8回)

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (3号))】

1) 対象国及び類似地域：全世界

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

【ヨルダン国 南部地域無収水対策能力強化プロジェクト】

- 詳細計画策定調査報告書
- 第1回事業進捗報告書（2025年2月）

【ヨルダン国 アマン県上水道アドバイザー業務】

- 業務完了報告書

2) 公開資料

【マアン県における給水制御システム導入】

- 協力準備調査報告書① 1000053896_01.pdf
- 協力準備調査報告書② 1000053896_02.pdf
- 協力準備調査報告書③ 1000053896_03.pdf
- 協力準備調査報告書④ 1000053896_04.pdf

【南部地域無収水削減能力強化プロジェクト】

- 事業事前評価表 2023_202109551_1_s.pdf

【ザイ給水システム改良計画】

- 協力準備調査報告書① 12361325_01.pdf
- 協力準備調査報告書② 12361325_02.pdf
- 協力準備調査報告書③ 12361325_03.pdf

【北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画】

- 協力準備調査報告書① 北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画
- 協力準備調査報告書② 北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画

【第二次バルカ県送配水網改修・拡張計画】

- 外部事後評価報告書 2022_1760370_4_f.pdf

【バルカ県送配水網改修・拡張計画】

- 外部事後評価報告書 2022_1460500_4_f.pdf

【南部地域給水改善計画】

- 外部事後評価報告書 2023_1160350_4_f.pdf

【無収水対策能力向上プロジェクト】

- 外部事後評価報告書 2014_0604077_4_f.pdf

(5) 便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有 無
2	通訳の配置（英語⇄アラビア語）	有 無 C/P との間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語は英語です。
3	車両関連	有 無
4	執務スペース	有 無
5	家具（机・椅子・棚等）	有 無
6	事務機器（コピー機等）	有 無
7	Wi-Fi	有 無

(6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ヨルダン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照して下さい。

* 評価対象とする類似業務：無収水対策に係る各種調査

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下として下さい。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照して下さい。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用して下さい。

4) その他

相手国政府又は JICA（JICA の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照して下さい。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用して下さい。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等はA4判（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

本案件は定額計上はありません。

(4) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上して下さい。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%として下さい（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(6) その他留意事項

ヨルダン国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 19,000 円／泊として計上してください（アカバ、ペトラは一律 21,700 円/泊）。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	-
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2